

## 注意

1 ⑦の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、  
その名称及び口座番号を記入してください。

2 ⑩、⑪、⑫及び⑬の欄の「受けうることができる」とは、現に受けているとき、申請中で  
あるとき又は申請すれば受けうることができる状態にあるときをいいます。

3 ⑯及び⑰から⑲までの欄の「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金  
及び遺族共済年金を含む。)」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年  
金を含む。)」、「障害年金(障害基礎年金を含む。)」、「障害基礎年金等」とは、障害基礎  
年金その他の障害を支給事由とする給付(労働者災害補償保険の障害(補償)年金、傷病  
(補償)年金等)をいいます。

4 ⑯の欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた(請求者)が当該児  
童の監護等(あなたが母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同  
じくすること、養育者の場合には養育すること)を始めた年月日を記入してください。

5 ⑯及び⑰の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありま  
せん。

6 ⑭の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けうることができる「公的年金」若しくは  
「遺族扶養」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合であつて児童が父に支給  
される公的年金の額の加算の対象となつているときには父の「公的年金」の受給状況、あ  
なたが父である場合であつて児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつてい  
るときには母の「公的年金」の受給状況を記入してください。

7 ⑭の欄は、あなたが障害基礎年金等を受けることができる場合に記入いただくものです。  
あなたが受けることができる公的年金のうち児童を有する者に係る加算に係る部分の受給  
状況を記入してください。

8 ⑭の欄は、あなたと生計を同じくしている(又はあなたが養育者である場合にあなたと  
の生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があると  
きに記入してください。

9 ⑯の欄は、地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、地方税法に定める同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)、老人扶養親族及び特  
定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同様に定める控除対象扶養親族があるときは、  
その人數を次により( )内に再掲してください。

(1) 請求者については、④に70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を、  
⑤に特定扶養親族の数を、⑥に16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数を記入  
してください。

10 ⑯の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者(18歳に達する日以  
後の最初の3月31日までの間にあるもの)をいいます。)又は障害の状態にある20歳未満の者  
をいいます。

また、前年(1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。)の12月  
31日時点において請求者によつて生計を維持していた児童の人数を記入してください。

- 11 ⑯の欄は、前年(1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。)  
の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係  
る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得等の合計額を記入してください。
- 12 ⑯の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、  
その児童の母から、対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った  
金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額  
とその金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を記入し、合計の欄には、それぞれ  
の金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
- 13 ⑯の欄は、寡婦控除若しくはひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、その額を  
記入してください。なお、請求者が母である場合には、寡婦控除及びひとり親控除の額、  
請求者が父である場合には、ひとり親控除の額は控除しません。
- 14 ⑯の欄は、同じく都道府県民税の難措控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、  
地方税法附則第6条第1項による免除(肉用牛の売却による事業所得)、改正前の租税特別  
措置法の第24条による免除(開墾地等の農業所得)及び改正前の租税特別措置法第25条に  
よる免除(土地改良事業施行地の後所作得)の金額を記入してください。
- 15 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できます。  
ある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
- (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの方の属する世帯全員の住民票の写し  
(2) 請求者が母である、児童と同居していない場合は、児童を監護していることを明ら  
かにすることができる書類
- (3) 請求者が父であり、児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計  
を同じくしていることを明らかにすることができる書類
- (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の  
謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
- (5) 児童又は児童の父若しくは母が障害者の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、  
次の傷病によるときには、エックス線直接撮影写真
- 呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・  
十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゅう・骨又は関節結核・骨づい炎・骨又は  
関節損傷・その他認定又は診査に際し必要と認められるもの
- (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
(7) 父又は母が生死不明の場合、(エ)父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ)父又は母が1年以上拘禁され  
それぞれ母又は父の由立てにより保護命令を受けた場合、(エ)父又は母が母が1年以上拘禁され  
ている場合
- (7) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、②から⑮の欄に記入した事項について、  
前の住所地の市区町村長の証明書
- (8) 児童若しくは請求者が公的年金若しくは遺族補償等を受けることができる場合又は児童  
が公的年金の加算の対象となる場合には、その給付を行う者の証明書
- (9) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は  
町村役場の人聞いて下さい。
- 16 この請求書について分からぬことがありますたら、市役所、区役所又は町村役場の人に  
よく聞いてください。
- ◎ 虚偽の内容を記載した場合には、児童扶養手当法第29条第1項に基づき、お支払いした  
手当の額の全部又は一部を返還していただくことがあります。同法第35条に基づき、  
3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

様式第一号（第一条關係）

号等

宇は楷書ではつきり書いてください。※※の欄は記入する必要はありません。※※の注書きはどちらかでよく許んでから記入してください。